

平成 30 年 5 月 31 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 通信出版事業本部

2018 年対策 読めばわかる！社労士テキスト改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2018 年対策 読めばわかる！社労士テキスト 初版（平成 29 年 8 月 30 日発行）

ISBN 978-4-86486-464-0

| 第 1 部 労働関係科目 |              |                    |  |                      |
|--------------|--------------|--------------------|--|----------------------|
| 科目           | ページ          | 該当箇所               | 改正前  | 改正後                  |
| 労災           | 183          | 年齢階層別の最低・最高限度額（抜粋） | 労災保険法別紙 1 に変更をお願いします。                        |                      |
| 雇用           | 226          | ③賃金日額の上限額・下限額      | 雇用保険法別紙 1 に変更をお願いします。                        |                      |
|              | 227          | ④基本手当の日額           | 雇用保険法別紙 2 に変更をお願いします。                        |                      |
|              |              | ⑤基本手当の減額           | 収入額 - 1,282 円                                | 収入額 - <u>1,287 円</u> |
| 284          | (2) 被保険者関係のエ | 速やかに               | 当該被保険者に係る一定の届出又は当該被保険者が当該事業主を経由して行う支給申請手続きの際 |                      |

## 第2部 社会保険関係科目

| 科目 | ページ | 該当箇所 | 改正前   | 改正後 |
|----|-----|------|---|-----|
| 健保 | 105 | 追加   | 被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届等について、新たに個人番号の記載欄が設けられました。   |     |
| 国年 | 224 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者又は受給権者が提出する届書等（一部を除く。）は、個人番号又は基礎年金番号のいずれかを記載するものとされました。</li> <li>・被保険者の氏名変更、住所変更及び死亡に係る届出は、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができない被保険者に限り行わなければならないものとされました。</li> </ul>   |     |
|    | 228 |      | <p>遺族基礎年金及び寡婦年金の受給権者が氏名を変更した場合は、次の取り扱いとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族基礎年金及び寡婦年金の受給権者（機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）が氏名を変更したとき<br/>→氏名の変更の理由を届書に記載しなければならない</li> <li>・遺族基礎年金及び寡婦年金の受給権者（上記の届書の提出を要しないとき）が氏名を変更したとき<br/>→氏名を変更した日から14日以内に、氏名変更の理由等を記載した届書を提出しなければならない</li> </ul> |     |
| 厚年 | 341 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険の被保険者、事業主又は受給権者が提出する届書等（一部を除く。）は、個人番号又は基礎年金番号のいずれかを記載するものとされました。</li> <li>・被保険者の氏名変更及び住所変更に係る申出又は届出は、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができない被保険者に限り行わなければならないものとされました。</li> </ul>  |     |
|    | 346 |      | <p>遺族厚生年金の受給権者が氏名を変更した場合は、次の取り扱いとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族厚生年金の受給権者（機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）が氏名を変更したとき<br/>→氏名の変更の理由を届書に記載しなければならない</li> <li>・遺族厚生年金の受給権者（上記の届書の提出を要しないとき）が氏名を変更したとき<br/>→氏名を変更した日から10日以内に、氏名変更の理由等を記載した届書を提出しなければならない</li> </ul>                   |     |

## 労災保険法別紙 1

| 年齢階層区分      | 最低限度額  | 最高限度額   |
|-------------|--------|---------|
| 20歳未満       | 4,741円 | 13,264円 |
| 50歳以上 55歳未満 | 6,802円 | 25,219円 |
| 70歳以上       | 3,920円 | 13,264円 |

## 雇用保険法別紙 1

| 離職日における年齢   | 下限     | 上限      |
|-------------|--------|---------|
| 30歳未満       | 2,470円 | 13,420円 |
| 30歳以上 45歳未満 |        | 14,910円 |
| 45歳以上 60歳未満 |        | 16,410円 |
| 60歳以上 65歳未満 |        | 15,650円 |

## 雇用保険法別紙 2

| 原則                    |                    | 離職日に60歳以上 65歳未満       |                    |
|-----------------------|--------------------|-----------------------|--------------------|
| 賃金日額                  | 基本手当の日額            | 賃金日額                  | 基本手当の日額            |
| 2,470円以上<br>4,940円未満  | 賃金日額<br>×80/100    | 2,470円以上<br>4,940円未満  | 賃金日額<br>×80/100    |
| 4,940円以上<br>12,140円以下 | 賃金日額<br>×80～50/100 | 4,940円以上<br>10,920円以下 | 賃金日額<br>×80～45/100 |
| 12,140円超              | 賃金日額<br>×50/100    | 10,920円超              | 賃金日額<br>×45/100    |

以上